

子ども・子育て新制度に関連する本市の状況

資料5

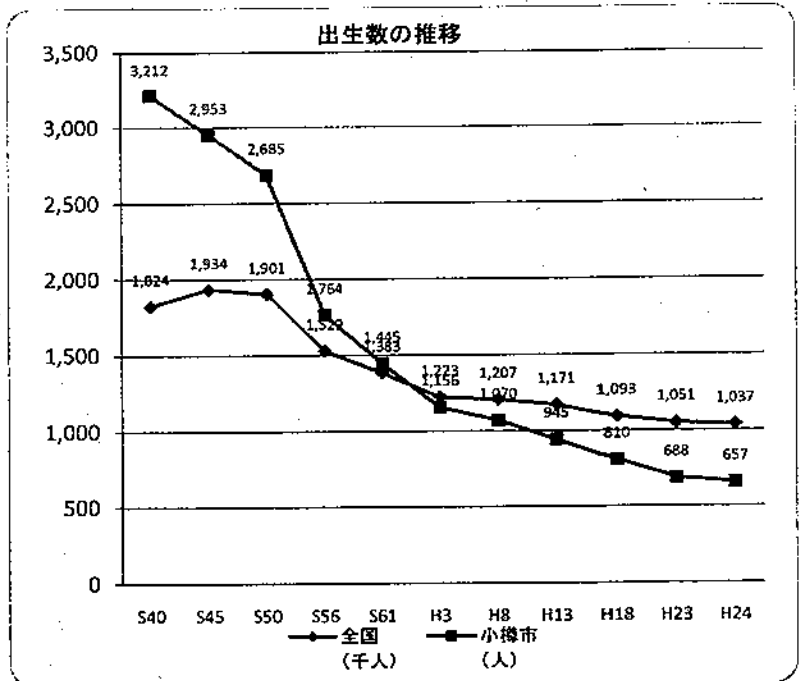
平成25年度第1回小樽市子ども・子育て会議

1 少子化の現状

(1) 出生数の推移

	全国 (千人)	小樽市 (人)	小樽市 人口(人)
S40	1,824	3,212	206,528
S45	1,934	2,953	199,904
S50	1,901	2,685	187,719
S56	1,529	1,764	182,404
S61	1,383	1,445	174,558
H3	1,223	1,156	163,475
H8	1,207	1,070	157,082
H13	1,171	945	150,244
H18	1,093	810	141,322
H23	1,051	688	131,444
H24	1,037	657	129,434

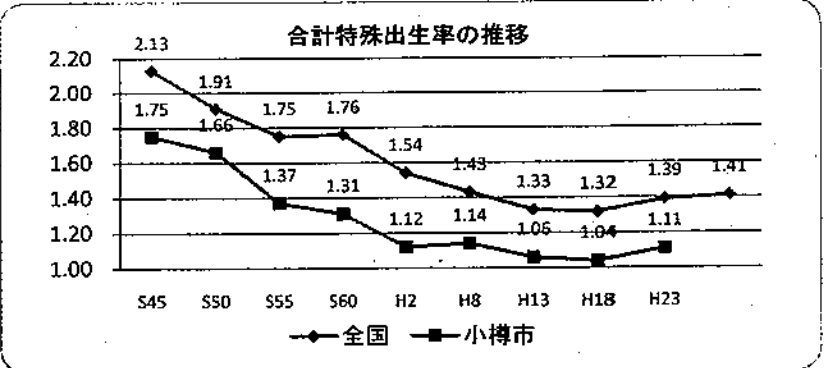
H25.6.5
厚労省発表



(2) 合計特殊出生率の推移

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

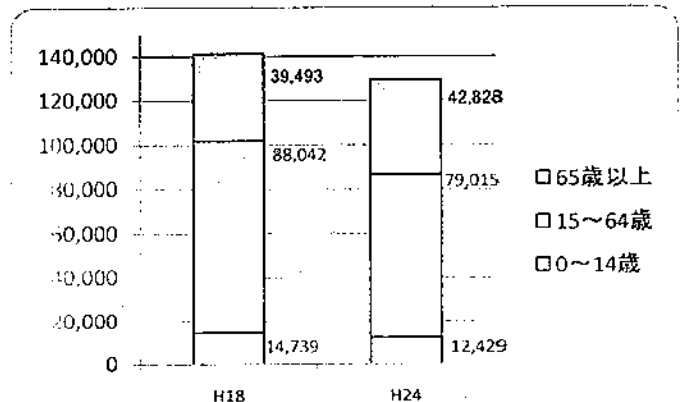
区分	全国	北海道	小樽市
S45	2.13	1.93	1.75
S50	1.91	1.82	1.66
S55	1.75	1.64	1.37
S60	1.76	1.61	1.31
H2	1.54	1.43	1.12
H8	1.43	1.30	1.14
H13	1.33	1.21	1.06
H18	1.32	1.18	1.04
H23	1.39	1.25	1.11
H24	1.41	1.26



上位 第1位 沖縄県1.90 第2位 島根県1.68 第3位 宮崎県1.67
下位 第1位 東京都1.09 第2位 京都府1.23 第3位 北海道1.26

(3) 年齢3区分別人口

小樽市	平成18年		平成24年	
	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
65歳以上	39,493	27.9%	42,828	33.1%
15~64歳	87,090	61.6%	74,177	57.3%
0~14歳	14,739	10.4%	12,429	9.6%
計	141,322	100.0%	129,434	100.0%



2 幼稚園・保育施設の状況

(1) 施設数、定員等

(箇所、名)

	幼稚園 (H25.5.1)		認可保育所 (H25.4.1)		認可外保育施設 (H25.4.1)					
	施設数	定員	施設数	定員	一般施設		事業所内施設		院内施設	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
公立	0	0	6	475	0	0	0	0	1	30
民間	14	1,700	16	1035	7	201	1	32	7	132
合計	14	1,700	22	1,510	7	201	1	32	8	162
入所児童数		1,180		1,315		149		20		133
入所率		69.4%		87.1%		74.1%		62.5%		82.1%

*年度末に向け14%程度増加

(2) 幼稚園

*運営主体はいずれも学校法人 *桂岡幼稚園は認定こども園

(H25.5.1)

施設名	定員	所在	施設名	定員	所在
小樽藤幼稚園	90名	富岡1-21-12	さくら幼稚園	160名	桜1-5-1
まや幼稚園	120名	緑1-23-8	小樽中央幼稚園	105名	富岡1-4-13
長橋幼稚園	140名	長橋3-13-9	朝里幼稚園	210名	新光1-3-10
小樽幼稚園	150名	若松1-4-17	手宮幼稚園	60名	豊川町2-12
小樽高田幼稚園	120名	住ノ江2-3-11	小樽オーリーブ幼稚園	90名	松ヶ枝1-9-5
いなほ幼稚園	120名	稲穂3-22-11	小樽杉の子幼稚園	120名	幸4-25-14
コース幼稚園	70名	富岡1-8-2	桂岡幼稚園	145名	桂岡町5-16

(2) 認可保育所

*()は運営主体

(H25.4.1)

施設名	定員	所在	施設名	定員	所在
奥沢保育所(市)	70名	奥沢3-8-3	新光保育園(社福)	90名	新光1-33-7
銭函保育所(市)	110名	銭函2-23-13	愛育保育園(社福)	90名	花園4-3-14
手宮保育所(市)	90名	梅ヶ枝町3-23	ゆりかご保育園(社福)	60名	入船5-24-12
赤岩保育所(市)	115名	赤岩2-21-1	杉の子保育園(社福)	80名	入船1-5-16
長橋保育所(市)	45名	長橋4-10-15	あかつき保育園(社福)	40名	塩谷1-19-20
最上保育所(市)	45名	最上2-9-10	龍徳オタモイ保育園(社福)	60名	オタモイ1-19-6
中央保育所(社福)	120名	堺町2-9	蘭島保育園(社福)	30名	蘭島1-3-27
相愛保育所(社福)	60名	長橋1-2-20	さくら保育園(社福)	60名	桜1-4-13
日赤保育所(日赤)	90名	緑1-9-9	さくら乳児保育園(社福)	30名	桜1-4-30
若竹保育所(宗法)	30名	若竹町5-2	あおぞら保育園(社福)	80名	勝納町16-13
龍徳保育園(社福)	60名	真栄1-3-8	桂岡保育園(学法)	55名	桂岡町5-16

(3) 認可外保育施設

(H25.4.1)

施設名	定員	所在
共同保育所ポッポの家	26名	奥沢1-1-14
NPO法人 かもめ保育園	45名	張碓町550-5
NPO法人 小樽ひばり保育園	55名	長橋2-17-12
託児Room マミー	20名	入船2-4-2 サンビル2F
保育ホーム タンポポ	10名	奥沢1-6-8
青い鳥保育園	27名	潮見台1-5-29
キッズルームアップル	18名	入船2-10-13

*H25.5.31廃止

3 小樽市の子ども・子育て支援事業と国の地域子ども・子育て支援事業

《 小 樽 市 》

《国の子ども・子育て家庭等対象事業(13事業)》

<p>(1) 地域における子育て支援サービス</p>	
<p>① 一時的保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者のパートなどの断続的な勤務や入院・出産、育児の負担軽減などに対応するための一時的な保育 ・民間保育所3か所で実施 ・H23年度利用者数・延べ1,536名（3か所分） 	<p>① 一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
<p>② 地域子育て支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安を持つ保護者のサポートを目的とした相談事業、親子の交流事業、子育て支援ボランティアの養成のほか、町内会館や児童館に出向いて行う親子交流事業など ・市立保育所3か所に併設した子育て支援センターの内外で実施。 ・H23年度利用者数・延べ4,812組の親子 	<p>② 地域子育て支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
<p>③ つどいの広場事業（わくわく広場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に就学前の親子の交流の場づくり ・幼稚園1か所の専用施設を利用し週3回実施 ・H23年度利用者数・延べ1,611組の親子（開設146回 1回平均11組） 	
<p>④ 「杜のつどい」による支援事業（杜ひろランド）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子と高齢者とのふれあいの場 ・産業会館内の「杜のひろば」を会場に、月1回「杜ひろランド」開催 ・H23年度利用者数・延べ181組の親子（開設12回 1回平均15組） 	
<p>⑤ ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が、地域の中で助け合いながら育児支援活動を行う会員制事業(病児・緊急預かりを含む) ・民間NPO法人へ業務委託して実施 ・H23年度利用件数・257件(提供会員 96名、依頼会員121名、両方会員 8名) 	<p>③ ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図る事業。
<p>(2) 保育所での保育サービス</p>	
<p>① 産休明け保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産のための休暇を取得後、職場に戻る保護者の保育需要に応えるため、生後56日を経過した乳児を受け入れる ・市立3か所、民間1か所の保育所で実施 <p>② 延長保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、午後7時まで延長して保育を行う ・市立2か所、民間7か所の保育所で実施。 ・H23年度利用者数・延べ12,589名（開所日数295日 1日1か所平均5名） 	<p>④ 延長保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育所開所時間を越えた保育の取組により、安心して子育てができる環境の整備や児童の福祉の向上を図る事業。

<p>③ 障害児保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害をもつ児童の養育世帯の就労に伴う保育需要に応える ・必要に応じて市立保育所、民間保育所で実施 ・H23年度利用者数・10保育所、26名 	
<p>④ 休日保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、祝日に勤務する保護者の保育需要に応える ・民間保育所1か所で実施 ・H23年度利用者数・延べ504名 (開所日数65日 1日平均 9名) 	
<p>(3) 取組課題である事業</p>	
<p>① 病児・病後児保育事業 (概ねH26年度以降)</p>	<p>⑤ 病児・病後児保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労する保護者の子どもが病気となり自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育し、子育て環境の整備及び児童福祉の向上を図る事業。
<p>※母子保健事業 (掲載事業は関連事業のみ抜粋)</p>	
<p>① 妊婦健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康管理の向上を図るとともに、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導、処置を行う。一般健康診査14回、超音波診査6回。 ・全国の医療機関において実施。 ・H23年度 一般健康診査 8,112件 超音波診査 4,005件 	<p>⑥ 妊婦健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する事業。
<p>② こんにちは赤ちゃん訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後1か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整などを通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図る。 ・保健師、助産師(委託)による訪問実施。 ・H23年度 対象家庭数711件、訪問家庭数684件、実施率96.2% 	<p>⑦ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。
<p>※要保護児童対策事業 (掲載事業は関連事業のみ抜粋)</p>	
<p>① 要保護児童対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の予防や早期発見・早期解決のため、関係団体による「小樽市要保護児童対策地域協議会」を開催し、連携と相互協力による支援対策を推進。虐待事例ごとに構成機関及び関係者によるケース検討会議を開催し、児童に関する情報交換を通して、援助体制について検討し、相談・支援・保護等適切な対応を実施。 その他虐待防止のためのセミナー、研修の開催、各種啓発資料の配布を実施。 ・H23年度 地域協議会1回、ケース検討会議22回、セミナー1回。 	<p>⑧ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居室を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、援助を実施する事業。 ・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 児童虐待の発生子防のため、要保護児童の家庭や養育支援を特に必要とする家庭について、要保護児童対策地域協議会の活用等により、家庭状況の把握・分析を行うとともに必要な支援を行う事業。

※放課後児童健全育成事業(掲載事業は関連事業のみ抜粋)

<p>① 放課後児童クラブ</p> <p>・保護者が就労などの理由により、放課後などの昼間に保護育成を受けられない小学校低学年児童(1年生から3年生まで)を対象として、集団生活を通して児童の健全育成を図る。(特別支援学級等在籍児童については6年生まで受け入れ)</p> <p>H23 開設場所 小学校等21か所、施設3か所 入会児童数 590人</p>	<p>⑨ 放課後児童クラブ</p> <p>・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。</p>
	<p>⑩ 子育て短期支援事業</p> <p>・保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に児童養護施設その他の保護を行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業。</p>
	<p>⑪ 利用者支援</p> <p>・子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業(子ども・子育て支援法第59条第1号) *国「子ども・子育て会議基準検討部会」検討事項。</p>
	<p>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>・支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(特定支給認定保護者)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(特定教育・保育等)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業(子ども・子育て支援法第59条第3号) *国「子ども・子育て会議基準検討部会」検討事項。</p> <p>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> <p>・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業(子ども・子育て支援法第59条第4号) *国「子ども・子育て会議基準検討部会」検討事項。</p>